



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」（通称「Reスキル講座」）は、IT・データを中心とした将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野において、社会人が高度な専門性を身に付けてキャリアアップを図る、専門的・実践的な教育訓練講座を経済産業大臣が認定する制度です。＊第四次産業革命スキル習得講座認定とは（[経済産業省のWebサイトへ](#)）



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

DMM WEBCAMPは過去の実績やカリキュラムが評価され、「DMM WEBCAMP COMMIT 専門技術コース（旧：専門技術講座）」が経済産業大臣により『第四次産業革命スキル習得講座』に追加認定され、厚生労働省の「専門実践教育訓練給付金」の対象講座にも追加認定されました。（[厚生労働省のWebサイトへ](#)）

【専門実践教育訓練給付金制度とは】

経済産業省が認定した教育訓練講座のうち、厚生労働省が定める一定の要件を満たし、厚生労働省の指定を受けたものは「専門実践教育訓練給付金制度」の対象講座となります。対象となる講座を受講し、一定の要件を満たした受講者に支払った教育訓練経費の50%または70%が還付される制度です。＊支給限度額560,000円

【受講料】

828,000円（税別）

【注意事項】

- ・給付金の受給するためには条件があります。受給対象の条件はご自身で最寄りのハローワークにてご確認ください。
- ・給付金の申込みはコース受講開始1ヶ月前までに行う必要があります。・個人名義で申込、受講料の振込をしていただく必要があります。
- ・弊社では受給対象の判断を行うことができません。そのため当制度のご利用に関して一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。
- ・受講にあたって、弊社規定の選考に合格された方のみ受講可能です。選考の可否の理由は公表いたしませんので予めご了承ください。
- ・その他、当制度に関してご不明点がございましたら、最寄りのハローワークにてご確認ください。

【受給資格】

＊受給資格は最寄りのハローワークにてご確認ください。

・初めて受給する場合

- 受講開始までに通算2年以上の雇用保険に加入していること
- 在籍中、または離職後1年以内であること ・2回目以降の受給の場合
- 前回の受講開始日から次の受講開始日まで通算3年以上、雇用保険に加入していること

【受給フロー】

- (1)ハローワークにて必要な書類を受講開始1ヶ月前までに提出
- (2)ハローワークにて受講後1ヶ月以内に受給申請

【記載内容】

教育訓練施設の名称	株式会社インフラトップ
指定番号	482291920015
教育訓練講座名	DMM WEBCAMP COMMIT 専門技術コース 旧：DMM WEBCAMP転職コース専門技術講座
受講開始年月日	参加コースの1日目の年月日をご記載ください

【FAQ】

Q:いつ給付金は還付されますか？

A:コース終了後1ヶ月以内にハローワークにて受給申請を行っていただくことで受給できます。

Q:給付額の50%と70%の違いは何ですか？

A:受講終了後、1ヶ月以内にハローワークにて受給申請を行っていただくことで50%の還付を受けられます。また、受講終了後1年以内に被保険者として雇用された場合、申請すると追加で20%の還付を受けられます。（具体的な条件に関してはハローワークへお問い合わせください。）

Q:受講料を分割払いにした場合、還付を受けられますか？

A:はい、受けられます。ただし、給付金の対象となるのはお支払いされた分のみとなります。分割のお支払いが残っている状態で申請すると、給付金額が減ることにご注意ください。

【参考サイト】

- ・[教育訓練給付制度について](#)（厚生労働省）
- ・[専門実践教育訓練給付金についてのQ&A](#)（厚生労働省）

コース詳細はカウンセリングにてご案内します。
カウンセリングご予約は[こちら](#)